

答 申 第 131 号
令和 4 年 2 月 8 日

兵庫県公安委員会
委員長 大 内 ますみ 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 3 年 6 月 18 日付け兵公委発第 473 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- 1 物件処分書（加古川警察署保有の令和 2 年度受理番号 1877 号に係るもの）
- 2 物件処分書（高砂警察署保有の令和 2 年度受理番号 745 号に係るもの）
- 3 物件処分書（川西警察署保有の令和 2 年度受理番号 1725 号に係るもの）
- 4 物件処分書（赤穂警察署保有の令和 2 年度受理番号 417 号に係るもの）

第 1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、部分公開とした決定については、審査請求人が公開すべきとする部分のうち第 5 の 2 (3) に掲げる部分を公開すべきである。

第 2 諮問経緯

1 公文書の公開請求

令和 2 年 12 月 9 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対し、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 対象公文書

本件公開請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、次に掲げる公文書である。

- (1) 物件処分書（加古川警察署保有の令和 2 年度受理番号 1877 号に係るもの）
- (2) 物件処分書（高砂警察署保有の令和 2 年度受理番号 745 号に係るもの）
- (3) 物件処分書（川西警察署保有の令和 2 年度受理番号 1725 号に係るもの）
- (4) 物件処分書（赤穂警察署保有の令和 2 年度受理番号 417 号に係るもの）

3 実施機関の決定

令和 2 年 12 月 21 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

令和 3 年 2 月 2 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県公安委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 諮問

令和 3 年 6 月 18 日、兵庫県公安委員会は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 審査請求書

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、物件処分書に係る拾得場所の一部を公開するとの方決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

これまで公開されていた拾得場所が非公開になった。

平成 27 年度までのものを見直してみたが、〇〇市〇〇先路上まで公開されている。ほんのわずか、個人の敷地内で保護された場合は非公開になっていたが、路上で保護された場合や駅や店舗、公園、川の中、側溝、団地、駐車場など個人情報に関係ない場合は全て公開されていた。

令和 2 年度の落とし物のホームページの記録を見ると、赤穂警察署の犬と高砂警察署の猫は路上で保護されているので、個人情報にはあたらない。

川西警察署と加古川警察署の公示はホームページ上で確認できなかったの、個人の家で拾得されたものかは分からない。川西警察署の猫は届けられた日に即日に動物愛護センターに送られていて落とし物ホームページに公示されていないと思う。加古川警察署の犬は届けられたのが日曜日なので、落とし物ホームページで公示されたのが翌月曜日だとしても、水曜日には動物愛護センターへ送られているので、公示はホームページから 2、3 日で消えたのだと思う。

赤穂警察署と高砂警察署の物件処分書の拾得場所は、個人情報にはあらず、全て公開を求める。

川西警察署と加古川警察署の 2 件も個人宅でないのなら公開を求める。

2 反論書、意見書及び口頭意見陳述

(1) 実施機関の弁明は嘘で、警察は遺失動物の情報を出さず、法律に違反して動物愛護センターへ送致して殺害をしている。

(2) 条例第 6 条第 1 号該当性に対する反論

警察の「拾得場所が個人情報にあたる」という主張は、基本的に個人情報にはならないことは常識である。それは全ての情報がある可能性を有し、情報公開法を否定することになる。これを理由として秘匿することは不当、違法である。

(3) 非公開理由の追加に対する反論

警察の主張は、動物のことを知らないか、警察の犯罪を隠すための嘘の内容である。

遺失者と偽って返還を求めた場合、動物は生き物であり、飼い主と動物との関係は、動物の様子でも分かる。訳の分からない人が迎えに来た場合、飼い主を装って簡単に連れて行くことはできない。返還の時に身分証明書などを取っておけば、窃盗や詐欺であった場合は、逮捕ができる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 物件処分書について

物件処分書は、遺失物法（平成18年法律第73号）第10条等の規定に基づき、提出を受けた物件について廃棄その他の処分をしたときに、物件、拾得日時、拾得場所などを記載し、処分した物件の遺失者が現れた際に、物件を処分した理由等を明確にすることを目的として作成される公文書である。

2 非公開とした部分及び理由

(1) 非公開とした部分

本件対象公文書に記録された拾得場所の一部、拾得者の氏名・住所等の個人に関する情報の部分並びに警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影の部分为非公開とした。

(2) 非公開の理由

非公開とした部分のうち、審査請求人が公開を求める拾得場所の一部を非公開とした理由は、次のとおりである。

物件処分書には、拾得場所が記載されるが、「〇〇番地先路上」「〇〇番地公園」など、その内容から不特定多数の者の利用等が可能な路上や公共施設である場合は、通常は個人情報とはいえ公開されるものと判断されるが、本件処分のように、拾得場所が拾得者宅と近接している場合は、拾得者が特定され得る可能性があるとして認められるので、条例第6条第1号に該当し、拾得場所のうち町村名以下は非公開とした。

(3) 非公開理由の追加

警察庁通達「遺失物法等の解釈運用基準について（令和元年11月29日付け警察庁丙会発第60号）」において、拾得場所の公告について、「公告に接した者

が遺失者本人であると偽って物件の返還を求めることを防止するため、物件の拾得の場所が特定可能な情報までは公告しないこと」と明示されており、遺失者の権利を保護することが規定されている。

また、民法（明示 29 年法律第 89 号）第 193 条においても、「即時取得の場合、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から二年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。」旨、盗品又は遺失物の回復について定め、遺失者の権利を保護する規定が存在し、拾得場所を特定可能な場所まで公開すれば、遺失者の権利保護を困難にすることは、火を見るより明らかである。

拾得場所の非公開部分を公開した場合、遺失者であると偽って物件の返還を求めるなどのおそれがあることから、当該非公開部分は、条例第 6 条第 6 号の実施機関の行う遺失物法に基づく事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると判断し、非公開理由を追加する。

2 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法なものである。

第 5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、第 2 の 2 に掲げる 4 件の物件処分書である。

審査請求人は、本件処分で非公開とされた部分のうち拾得場所の非公開部分（以下「本件非公開部分」という。）の公開を求めているが、実施機関は、本件非公開部分が条例第 6 条第 1 号に該当するとして部分公開とした本件処分について、上記第 4 の 2 (3) のとおり非公開理由を追加した上で、本件処分を妥当としていることから、本件対象公文書を見分した結果を踏まえ、本件非公開部分の非公開情報該当性について検討する。

2 本件非公開部分の非公開情報該当性について

(1) 条例第 6 条第 1 号該当性

実施機関は、物件処分書に記載されている拾得場所が、「〇〇番地先路上」「〇〇番地公園」など、その内容から不特定多数の者の利用等が可能な路上や公共施設である場合は、通常は個人情報とはいえ公開されるものと判断されるが、

拾得場所が拾得者宅と近接している場合は、拾得者が特定され得る可能性がある」と認められるので、本件非公開部分は条例第6条第1号に該当すると説明する。

これについて検討すると、拾得場所が路上や公共施設等でなく、個人の家を特定する住所である場合は、当該拾得場所の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものと認められる。

本件非公開部分には、町名及び字名のほか、番地・号（〇〇番地・〇〇番〇号）が記載されており、これらをすべて公開した場合、個人の家を特定することができる」と認められるが、拾得場所の番地・号を除いた町及び字の区域には、居住している者が多数存在することから、番地・号を公開しなければ、個人の家を特定することはできない。

よって、本件非公開部分のうち番地・号を除く部分は、条例第6条第1号に該当しない。

(2) 条例第6条第6号該当性

実施機関は、本件非公開部分を公開した場合、遺失者であると偽って物件の返還を求めるなどのおそれがあることから、本件非公開部分は、実施機関の行う遺失物法に基づく事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると認められるので、条例第6条第6号に該当すると説明する。

これについて検討すると、本件対象公文書に係る物件は移動することを常とする犬又は猫であり、遺失場所と拾得場所が一致しないことが通常であると思料される。

そうすると、物件が犬又は猫であれば、その物件の返還を求める者が真の遺失者であることを確認する場合において、遺失場所と拾得場所が一致することが不可欠とは言えないから、拾得場所を全て公開することが遺失者の権利保護を困難にするとまでは認めることができない。

また、本件非公開部分を公にすることにより、公開を受けた者等が遺失者であると偽って返還を求めたとしても当該犬又は猫の反応により飼い主でないことが分かってしまう可能性があること、犬及び猫は貴金属類と比べ換金することが容易でないこと等から、遺失者であると偽って物件の返還を求める蓋然性は低いと考えられる。

加えて、本件公開請求の時点で、本件対象公文書に係る物件は兵庫県動物愛護センターへ引渡すという処分が行われていること及び遺失物法第9条第3項の期間（公告の日から3か月間）を経過していることを踏まえると、公開を受

けた者等が遺失者であると偽って返還を求めるおそれは極めて低いと言わざるを得ない。

よって、本件非公開部分の情報は、公にすることにより、遺失物法に基づく事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例第6条第6号に該当しない。

(3) まとめ

上記(1)及び(2)から、本件非公開部分のうち番地・号を除く部分は、条例第6条第1号及び第6号のいずれにも該当せず、公開すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和3年6月18日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書、審査請求人の反論書を受領
令和3年7月16日	・ 審査請求人から同月14日付け意見書を受領
令和3年9月7日 第2部会（第91回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和3年10月21日 第2部会（第92回）	・ 審査請求人の意見陳述
令和3年12月23日 第2部会（第93回）	・ 審議
令和4年2月4日 第2部会（第94回）	・ 審議
令和4年2月8日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男